

船舶事故調査報告書

平成31年1月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成29年11月3日 07時55分ごろ
発生場所	北海道湧別町湧別漁港北西方沖 登栄床港南防波堤灯台から真方位302° 7.3海里（M）付近 （概位 北緯44° 14.9′ 東経143° 36.1′）
事故の概要	漁船第八湧勝丸は、定置網への係留作業中、金属製の鉤が甲板長の胸部に当たり、死亡した。
事故調査の経過	平成29年11月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八湧勝丸、19トン HK2-23888（漁船登録番号）、湧別漁業協同組合 22.61m（Lr）×5.09m×1.63m、軽合金 ディーゼル機関、736kW（動力漁船登録票による）、平成28年7月19日
乗組員等に関する情報	船長 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年6月15日 免許証交付日 平成27年2月4日 （平成32年6月14日まで有効） 漁労長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月23日 免許証交付日 平成28年2月2日 （平成33年6月26日まで有効） 甲板長 男性 63歳
死傷者等	死亡 1人（甲板長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風速 3～4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長、漁労長、甲板長ほか7人が乗り組み、定置網漁の操業の目的で、平成29年11月3日03時15分ごろ、船外機船（以

下「僚船」という。)と共に湧別漁港を出港し、同漁港沖の定置網に向かった。

本船は、2か所の定置網で操業した後、湧別漁港北西方沖にある定置網(以下「本件定置網」という。)に向かった。

本船は、07時45分ごろ、本件定置網に到着し、漁労長は、操業に使用する本件定置網の滑車及びロープが正常に動作しないことに気付き、本件定置網の型枠の北西端に船首をほぼ東南東方に向けて係留してから修理作業を行うこととし、僚船に移乗した。

本船は、主機を中立運転として惰力で本件定置網に進入し、型枠から延びる浮き球のついたロープを、前部甲板左舷側のウインチで巻き上げ、本船の左舷船首部を型枠に係止した。

本船は、前部甲板での作業と並行して、後部甲板から、'長さ50～60cm、重量約3kgの金属製の鉤'(以下「本件投げ鉤」という。)に直径約18mmのロープを結んだものを投げてアンカーロープに引っ掛け、操舵室後方左舷側に設置されたウインチで「本件投げ鉤に結んだロープ」(以下「本件ロープ」という。)を巻き上げ、本船の船尾側を仮止めしようとしたところ、作業に手間取り、南東向きの潮流によって、本船の船尾が右舷方に圧流された。(図1、写真1参照)

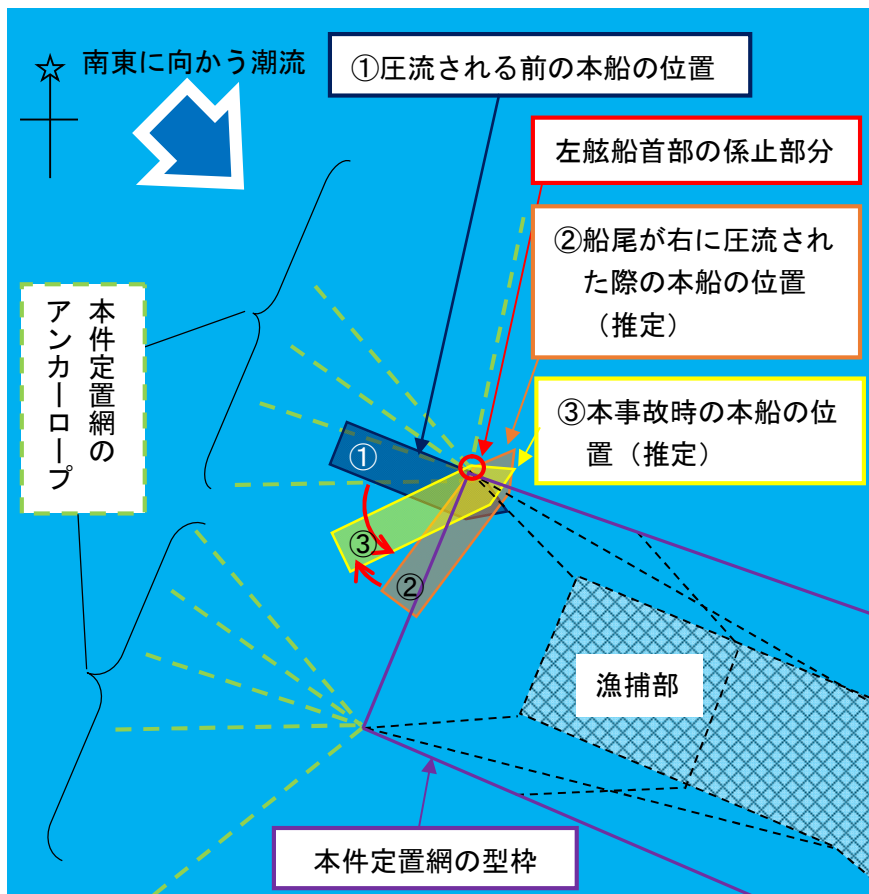


図1 本件定置網への係留の状況

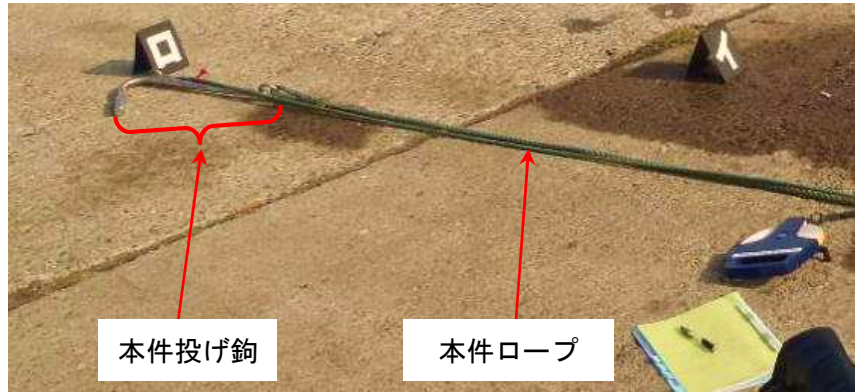


写真1 本事故後に撮影された本件投げ鉤及び本件ロープ

漁労長は、船尾を当初の位置に戻す作業（以下「本件作業」という。）を行うこととし、僚船で本船の左舷船尾部を引っ張るよう乗組員に指示した。

甲板長は、本船の後部甲板左舷側で、僚船の船首部に繋がれたロープを本船の左舷船尾部のたつに数回巻いた後、余ったロープの束を両手に持って、たつの付近に立った。

本船は、僚船に左舷船尾部を引かれ、船尾が少しずつ左に振れたものの、南東向きの潮流が速く、本船の船尾が予定していた位置まで戻らなかった。

船長は、僚船が本船の左舷船尾部を引っ張ることに加え、本件投げ鉤に本件ロープを結んだものを使用して、船尾をさらに左に回すこととし、本件投げ鉤を、本船の操舵室前方左舷側から左舷正横方向に10mくらい投げて海面下にある本件定置網のアンカーロープに引っ掛け、本件ロープを操舵室後方左舷側に設置されたウインチで巻き上げるよう、機関長及び甲板員Aに指示した。

本船は、機関長及び甲板員Aが、本件ロープをウインチ付近のたつにかけてから巻き上げを開始し、再び船尾が左舷方に振れ始めたものの、南東向きの潮流により、予定の位置まで戻る前に船尾が左舷方に回らなくなり、船長は、機関長と甲板員Aに本件ロープの巻き上げ中止を命じた。

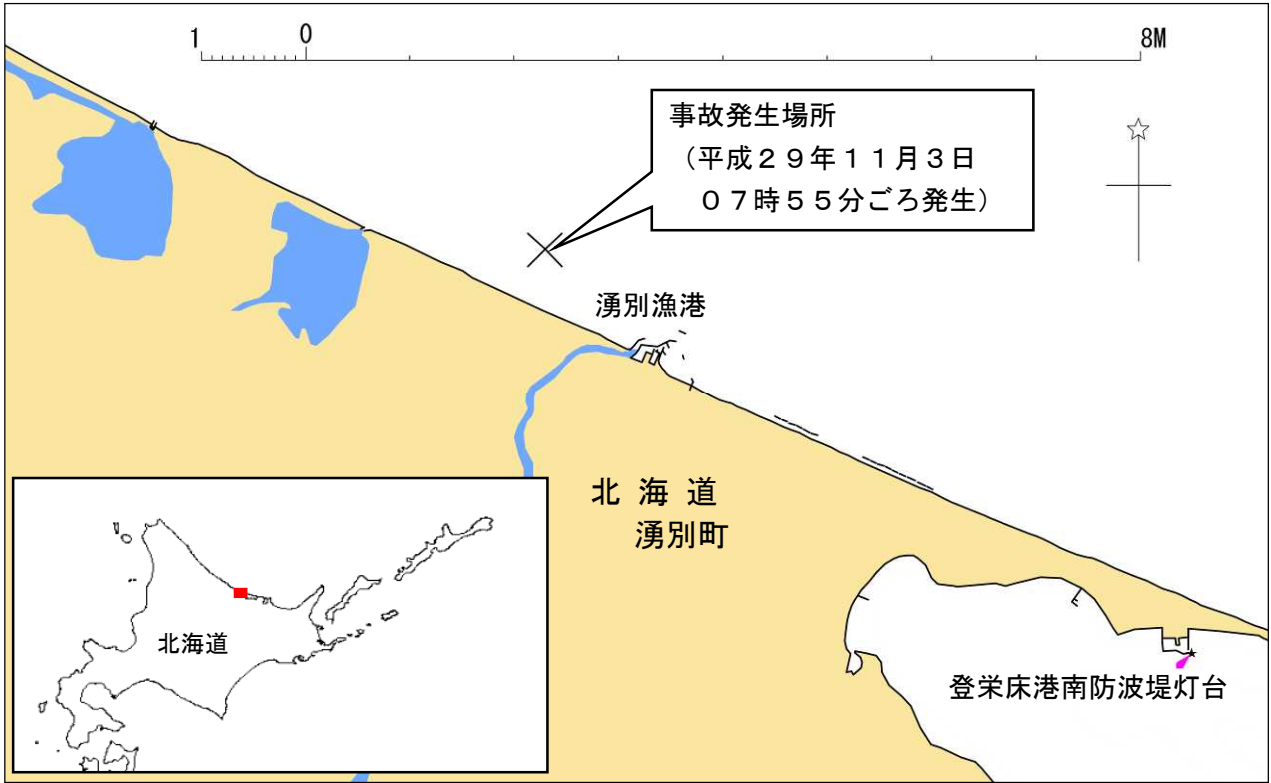
機関長及び甲板員Aは、ウインチの回転を止めて本件ロープの巻き上げをやめ、その直後の07時55分ごろ、本件投げ鉤が、本件定置網のアンカーロープから外れ、本件ロープの緊張によって飛び、後部甲板左舷側で船首方を向いて立っていた甲板長の胸部を直撃した。

本船は、僚船に移乗していた漁労長が携帯電話で湧別漁業協同組合に救急車の手配を依頼し、すぐに湧別漁港に向かい、甲板長は救急車で病院に搬送されたが、死亡が確認され、胸部打撲による心破裂と検案された。

	(付図1 事故発生場所概略図、付図2 本事故時の状況、写真3 本船、写真4 後部甲板左舷側の状況 参照)
その他の事項	<p>船長は、本件投げ鉤が本件定置網のアンカーロープにかかっているから、本件ロープを引いて、本件投げ鉤がしっかりとかかっていることを確認したが、かかっている箇所は海面下であり、かかっている状態を目視で確認することはできなかった。</p> <p>船長は、本事故時、ふだんより南東向きの潮流が速いと感じていたが、本件ロープが巻けなくなるなど、作業に支障が出てから作業を中止しようと考え、本件作業を続けた。</p> <p>甲板長は、本事故時、後部甲板左舷側の、本件投げ鉤から延びた本件ロープの延長線上付近に立っていた。</p> <p>甲板長は、カッパの上下を着用し、その上から救命胴衣を着用していた。</p> <p>漁労長は、潮の流れが速く、僚船を使用しても本件作業を完了できなかったときに本件作業を中止すればよかったと、本事故後に思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり <p>甲板長の死因は、胸部打撲による心破裂であった。</p> <p>本船は、湧別漁港北西方沖において、南東に向かう速い潮流がある状況下、船長が、本件作業中に本件定置網のアンカーロープに本件投げ鉤を引っ掛け、緊張した本件ロープをウインチで巻いて船尾を回そうとしたことから、本件投げ鉤が、アンカーロープから外れて飛び、甲板長の胸部を直撃したことにより甲板長が死亡したものと考えられる。</p> <p>本件投げ鉤が外れた状況については、本件投げ鉤がかかっていたアンカーロープが海面下にあったことから、明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、湧別漁港北西方沖において、南東に向かう速い潮流がある状況下、船長が、本件作業中に本件定置網のアンカーロープに本件投げ鉤を引っ掛け、緊張した本件ロープをウインチで巻いて船尾を回そうとしたため、本件投げ鉤が、アンカーロープから外れて飛び、甲板長の胸部を直撃したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定置網内で船の方向を変える作業を行う際、潮流が速く、他船で引くことにより方向を変えられない場合には、ロープを結んだ投

	げ鉤を使用して方向を変えようとせずに、同作業を中止すること。
--	--------------------------------

付図1 事故発生場所概略図



付図2 本事故時の状況

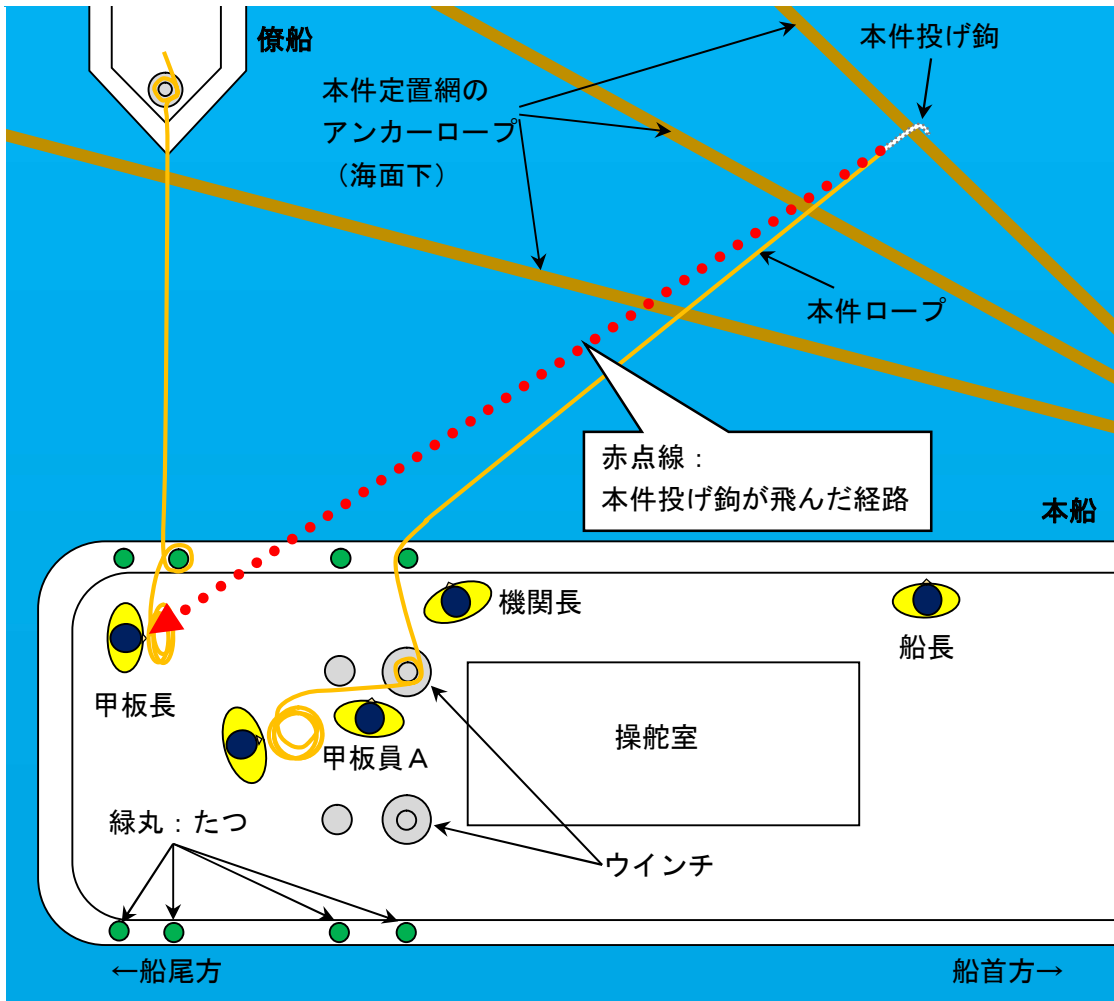


写真3 本船



写真4 後部甲板左舷側の状況

